

Ponta 会員規約ローソン特約

Ponta 会員規約については下記よりご確認ください。

[Ponta 会員規約](#)

ローソン特約

本特約は、株式会社ローソン（以下「ローソン社」といいます。）が、株式会社ロイヤリティマーケティングの運営・提供する共通ポイントプログラム「Ponta」について、「ローソン」、「ナチュラルローソン」及び「ローソンストア 100」の店舗におけるご利用等について定めるものです。なお、当該店舗であっても共通ポイントプログラムをご利用いただけない店舗がありますので、あらかじめご了承ください（以下、共通ポイントプログラムをご利用いただける店舗を「対象店舗」といいます。）。本特約に定めのない事項は、Ponta 会員規約（付随するガイドライン、規定等を含みます。）、ローソン社のプライバシーポリシー等の定めるところによるものとします。

第1条（会員へのポイント付与）

会員が対象店舗で会員証を提示し、商品又はサービス（以下「商品等」といいます。）の購入又は利用（以下、「購入等」といいます。）の際に、レジにて現金又はローソン社が取り扱うクレジットカード、デビットカード、商品券、ギフト券、若しくはその他ローソン社が指定した方法（以下「現金等」といいます。）により支払をされた場合、第2条にしたがって株式会社ロイヤリティ マーケティング発行のポイントが付与されます。なお、会員証を提示いただけない場合、及び支払精算終了後に提示された場合はポイントの付与はされません。

第2条（ポイントの内容及び取扱い）

1.付与されるポイントの内容及び取扱いは、下記のとおりです。ただし、ローソン社は付与率及び付与方法並びに使用率及び使用方法その他一切の付与及び特典交換について変更したり、会員に付与されたポイント合計残高（以下「残高ポイント」という。）の上限を定めることがあります。

(1)買上ポイント：対象店舗のうち、「ローソン」及び「ナチュラルローソン」の店舗においては、会員証を提示された上で、16時から23時59分迄の時間（以下「夕夜間」といいます。）での商品等のお買上1回につき、購入等代金200円（税抜き）あたり2ポイント、夕夜間以外での商品等のお買上1回につき、購入等代金200円（税抜き）あたり1ポイントが付与されます。ただし、会員証のうち株式会社クレディセゾンの発行するローソン Ponta

カード Visa、JMB ローソン Ponta カード Visa、クレジット機能付ローソンパス及びハウスカードを利用したクレジット決済での商品等のお買上については、お買上 1 回につき、購入等代金 200 円（税抜き）あたり 4 ポイントが付与されます。また、株式会社ローソン銀行の発行するクレジットカードを利用したクレジット決済での商品等のお買上については、夕夜間でのお買上 1 回につき、購入等代金 200 円（税抜き）あたり 4 ポイント、夕夜間以外でのお買上 1 回につき、購入等代金 200 円（税抜き）あたり 2 ポイントが付与されます。

なお、200 円（税抜き）未満の金額についてはポイント算入にあたり切り捨て、次回のお買い物の際に当該金額を繰り越す事はできません。

対象店舗のうち、ローソン社の指定する一部の「ローソン」又は「ナチュラルローソン」の店舗においては、付与率が一部異なる場合があります。該当する対象店舗及び付与率については、当該店舗での告知をご確認ください。なお、この場合に別途ローソン社が指定する額未満の金額についてはポイント算入にあたり切り捨て、次回のお買い物の際に当該金額を繰り越す事はできません。

対象店舗のうち、「ローソンストア 100」の店舗においては、会員証を提示された上での商品等のお買上 1 回につき、購入等代金 200 円（税抜き）あたり 1 ポイントが付与されます。ただし、会員証のうち株式会社クレディセゾンの発行するローソン Ponta カード Visa、JMB ローソン Ponta カード Visa、クレジット機能付ローソンパス及びハウスカードを利用したクレジット決済での商品のお買上については、商品等のお買上 1 回につき、購入等代金 200 円（税抜き）あたり 4 ポイントが付与されます。また、株式会社ローソン銀行の発行するクレジットカードを利用したクレジット決済での商品等のお買上については、毎日の夕夜間でのお買上 1 回につき、購入等代金 200 円（税抜き）あたり 4 ポイント、夕夜間以外でのお買上 1 回につき、購入等代金 200 円（税抜き）あたり 2 ポイントが付与されます。

なお、200 円（税抜き）未満の金額についてはポイント算入にあたり切り捨て、次回のお買い物の際に当該金額を繰り越す事はできません。

対象店舗のうち、ローソン社の指定する一部の「ローソンストア 100」の店舗においては、付与率が一部異なる場合があります。該当する対象店舗及び付与率については、当該店舗での告知をご確認ください。なお、この場合に別途ローソン社が指定する額未満の金額についてはポイント算入にあたり切り捨て、次回のお買い物の際に当該金額を繰り越す事はできません。

いずれの対象店舗においても、1 回の購入等代金を分割して決済し、買上ポイントを分割し

て取得すること等はできません。また、本特約第 2 条 1. (3) に基づき残高ポイントを購入等代金に使用した場合、ポイントを使用した代金分については買上ポイントの付与対象とはなりません。なお、以下の場合については、買上ポイントは付与されません。

- [1] 金券類似物（切手、印紙、テレカ、ビール券、ごみ処理券等。）の購入
- [2] タバコ、チケット、旅行、プリペイドシート、自動車教習料金、各種検定試験受験料、宅配料、公共料金のお支払い、決済代行、ローソン社で取り扱う各種電子マネーのチャージ及び購入、並びに宝くじの当選金払出しなど
- [3] コピー、デジカメプリント機を使用したデジカメプリントの利用
- [4] ATM サービスの利用
- [5] 一部を除くインターネット・アプリ上での決済
- [6] その他、ローソン社の指定によりポイント付与対象外とした商品等の購入等

(2)返品時の処理：商品等を返品された場合には、既に付与された買上ポイントは減算されます。

(3)ポイントのレジでの利用について：残高ポイントは、対象店舗のレジで会員証を提示し、会員認証がなされた状態であれば、1ポイントを1円相当として購入等代金のお支払いに充当（以下「使用」という）することができます。ただし、一部の商品等（本特約 第 2 条 1.

(1) [1]から[5]に定めるものを含むがこれらに限られません。）の代金お支払いについては、ポイントを使用することはできません。

(4)ポイントをレジで使用した場合の返品・返金について：商品購入代金の全額をポイントの使用によってお支払いされた商品の返品を行う場合には、購入店舗での返品・返金処理により、当該ご使用ポイント数の返却をもって返金分を充当いたします。商品購入代金の一部にポイントを使用し、残額を現金等の決済方法にて購入し、その後一部又は全部の商品の返品を行う事由が発生した場合には、購入店舗での返品処理の際に、現金等ポイント以外の他の決済方法にてお支払いいただいた分を優先してお返しします。

(5)ポイント交換の方法・ポイント特典の内容・交換後のポイント特典の取扱い：ポイント交換の方法、並びにポイント特典の内容、変更、及び制限等については、対象店舗内の告知物、対象店舗の **Loppi**、ローソン社の公式ウェブサイト、又は **Ponta** の公式ウェブサイト等をご確認ください。なお、ポイント特典により **Loppi** にて交換されたお買物券等の再発行は行いません。

(6)ポイントの換金等の制限：残高ポイントの換金・払戻し等はできません。

2. 会員は、ローソン社が定めた提携先とのポイント交換ルールに則り、残高ポイントのポイント交換を行うことができるものとします。ただし、ローソン社は同サービスを変更し、又は終了することができるものとします。

3. 天災等の不可抗力の場合、通信事業者・電気供給事業者その他ローソン社の委託先の責に帰すべき事由がある場合、ローソン社もしくは委託先のソフトウェア・ハードウェア等の不具合等ローソン社が直接外部から認識し得ない事情がある場合、又はやむを得ない事情が

ある場合に、ローソン社の業務等が停止したときは、ローソン社は自己の故意又は過失なき限り、その責任を負いません。また、ローソン社が責任を負う場合であっても、故意又は重過失ある場合を除き、それにより直接かつ通常生じる範囲内の損害に限り責任を負い、逸失利益、特別損害その他の損害については責任を負いません。ポイントの付与・変更・廃止、システムの整備・点検、カードの磁気不良・破損、又は業務上の必要により、ローソン社の業務等を停止する等の場合もローソン社はその責任を負わないことをあらかじめご了承願います。

第3条（個人情報の利用及び共同利用）

ローソン社は、以下(1)の利用目的のために会員の個人情報を利用します。なお、ローソン社のフランチャイズ加盟店（ローソン社のエリアフランチャイズ企業その他これに類する企業及び同企業のフランチャイズ加盟店を含みます。）は、Ponta 会員規約に従い会員の個人情報を取得し、本条(1)[1]に定める目的で利用します。また、ローソン社は、以下(2)のとおり会員の個人情報を共同利用することがあります。

(1)個人情報の利用目的

[1] Ponta 会員規約 第二章 第3条に定める個人情報の利用目的。ただし、同条(4)に定める目的における利用は、会員の退会後は会員が退会してから5年間に限る。

[2] Ponta 会員規約 第二章 第3条(1)(2)(3)(4)(5)(6)(7)(10)の目的で、本項(2)[2]に定める共同利用する者と共同して個人情報を利用する目的。

(2)個人情報の共同利用

[1]共同利用する個人情報の項目

・属性情報：

姓名、生年月日、性別、年齢、婚姻の有無、郵便番号、現住所、電話番号、メールアドレス、職業、未成年の場合、親権者の姓名と親権者等、会員の属性に関する情報（申込み後に会員から通知を受ける等により、ローソン社が知り得た変更情報を含みます。以下同じ。）

・契約情報：

入会日、入会店舗、会員番号、会員証の状況等の契約内容に関する情報

・ポイント情報：

ポイントの付与、利用、残高、利用店舗、会員証の利用履歴等のポイントに関する情報

[2]個人情報を共同利用する者の範囲

・株式会社ローソン・エンタテインメント

・株式会社ローソン銀行

・株式会社成城石井

・ユナイテッド・シネマ株式会社

・その他の株式会社ローソンの有価証券報告書等に記載されている日本国内の[連結対象](#)

会社及び持分法適用会社

[2]個人情報の管理責任者

株式会社ローソン

東京都品川区大崎一丁目11番2号

代表取締役 社長 竹増 貞信

[3]個人情報の共同利用の手段又は方法

書類の送付又は電子的若しくは電磁的な方法等

第4条（業務委託）

1.会員は、ローソン社がローソン社の指定する委託先に対して以下の業務を委託することをあらかじめ承諾していただきます。

(1)会員証の募集・利用申込の受付にかかわる業務

(2)会員証の交付にかかわる業務

(3)会員証の情報処理、電算機処理にかかわる業務

(4)会員証の紛失、盗難連絡の受付、登録及び各種お届け事項の変更に関する受付、登録にかかわる業務

(5)会員証の利用に関するお問合せにかかわる業務

(6)その他会員証にかかわる業務

2.会員は、ローソン社が本条 1.の委託業務の範囲を追加・変更することがあることを承諾していただきます。

3.会員は、本条 1.の業務に必要な範囲で、ローソン社が会員に関する個人情報をローソン社の指定する委託先に対して預託することに同意していただきます。

第5条（本特約の変更）

本規約は民法第548条の2第1項に定める定型約款に該当し、ローソン社は本特約を民法第548条の4の定型約款変更の規定に基づいて変更することがあります。

施行日：2010年3月1日

改訂日：2021年4月15日